

1	監査実施年月日	予備監査 平成22年12月 1日 委員監査 平成23年 1月 21日
2	監査対象期間	平成21年11月～平成22年8月
3	監査の結果	
指導事項 3件 (契約1、支出1、給与1)		
1) 飲料用貯水槽修繕において、業者から提出された請書に日付のないものがあった。		
2) 財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求書年月日のないものにより支払いを行っていた。		
3) JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道 601Km以上の乗車費に対し、往復割引の適用をしていなかった。		
指導事項に対して講じた措置		
1) 業者からの請書受領時に必ず記載事項の確認を行うよう、徹底に努めていく。		
2) 請求書受領時に必ず確認を行い、記入・再提出を迅速に業者へ依頼していく中で、支払い時に再予チェックを行い、適正な執行に努めていく。		
3) 往復割引を適用した金額で再計算し、平成23年2月 7日に1,920円のれい入通知を行った。今後は、遠距離の出張について、事前に距離等の確認を行い、適正な執行に努めている。		
○やまびこ支援学校		
1	監査実施年月日	予備監査 平成22年1月26日 委員監査 平成23年 2月 2日
2	監査対象期間	平成21年11月～平成22年8月
3	監査の結果	
指導事項 2件 (物品1、支出1)		
1) ファクシミリのリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。		
2) 賃金前渡しの支払いにおいては、印鑑届と印鑑届送付簿を指定金融機関に持つて行く必要があるが、印鑑届送付簿によらず現金化していた。		
指導事項に対して講じた措置		
1) 占有物品受入調書及び払出調書を作成し、占有物品一覧表に登載した。		
2) 賃金前渡しの支払いにおいては、印鑑届と印鑑届送付簿を指定金融機関に持つていくこと		
があるが、印鑑届送付簿の確認を毎回行っている。		
○富士見支援学校		
1	監査実施年月日	予備監査 平成22年1月3日 委員監査 平成23年 2月1日
2	監査対象期間	平成21年11月～平成22年9月
3	監査の結果	
指導事項 2件 (物品1、財産1)		
1) 印刷機のリース物品について、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。		
2) 施設用地として借受けている財産について、移動報告がされておらず、借受財産台帳が作成されていなかった。		
指導事項に対して講じた措置		
1) 占有物品受入調書作成済み。		
2) 移動報告・借受財産台帳とも作成済み。		
○ふじざくら支援学校		
1	監査実施年月日	予備監査 平成22年1月 9日
2	監査対象期間	平成22年6月～平成23年5月
3	監査の結果	
指導事項 1件 (収入1)		
1) 歳入について次のとおり、収入未済があった。 小井川駐在所事務室修繕工事経費弁償金 平成22年度分 先数 1件 40,000円 また、当該弁償金の8月分について調定がされていなかった。		
指導事項に対して講じた措置		
1) 小井川駐在所事務室修繕工事経費弁償金の平成22年8月分調定処理を行うとともに、平成22年6月分からの未納額、計60,000円の督促を行った。		
○南部警察署		
1	監査実施年月日	予備監査 平成22年1月 13日
2	監査対象期間	平成21年9月～平成22年9月
3	監査の結果	
指導事項 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 警察行政財産使用実費弁償収入 平成22年度分 先数 1件 851円		
指導事項に対して講じた措置		
1) 納入通知書を発行し、平成22年12月24日に納められた。		
○富士吉田警察署		
1	監査実施年月日	予備監査 平成22年1月 9日

2 監査対象期間 委員監査 平成23年 1月21日
 3 監査の結果
 指導事項 1件 (給与1)
 1) 通勤手当の支給額の認定において、定期券が継続割引の適用を受けていたにもかかわらず、支給額変更の認定がされないまま過大に支給されていた。

指導事項に対して講じた措置

1) 通勤手当額を改め、平成22年12月例月給与の際に過払分を是正した。

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成23年3月10日発行（山梨県公報号外第十九号）山梨県監査委員告示第四号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社
所管部局	企画県民部
監査実施日	平成22年9月1日、2日、11月9日

(指導事項)

○ 米倉山造成地を平成20年度に県に売却したが、県へ移転登記していない土地が7筆あった。

○ 納期限が到来しても回収されない長期の事業未収金があった。

・大月分譲宅地売却代金
502,274,697円
・月極駐車料金 過年度分 7件
179,890円

○ 平成22年11月18日所有権移転登記完了した。

○ 大月分譲宅地売却代引き手続き支払を求めるとともに、回収に向けた協議を進める。

法的手段

努めたが未収となっている。今後回収は不可能と思われる事から、平成22年度決算において貸倒引当金を充て損失の処理をする予定である。

○ リース契約が終了し、無償で取得した車両が固定資産として計上されていなかった。

○ 平成22年度から適正に計上する。

○ 消費税の簡易課税制度の適用を選択したが、平成20年度の消費税を一般課税方式により計算したことにより、未払金が過大計上となっていた。

○ 今後適正に処理する。
指摘のあつた未払金については、確定消費税納税時に会計処理（減額振替）済みである。

(意見)

○ 公社の経営については、地方三公社の組織の一元化や県による米倉山造成地の取得等、改善に努めてきたが、地価の下落や公共事業の縮減による事業収益の減少等により、平成22年度に策定された改革プランにおいては、平成23年度

○ 今後、改革プランに基づき運営を進めていく。職員は必要最小限に削減し、継続事業及び未解決案件、保有土地の売却、債務処理などを適切に行っていく。

以降新規事業は行わず、残務処理のみを行うこととし、公社は実質的に廃止することとされた。

米倉山造成地に係る公社の借入金の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等により債務の縮減をはかり、改革プランの着実な実施を図られたい。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 福祉保健部 平成22年9月9日、10日	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）		
○ 経理規程第34条に基づく有価証券の時価と帳簿価額の比較表が作成されていなかった。	○ 経理規程第34条に基づく比較表を作成して計上されていなかった。	○ 経理規程第34条に基づく比較表を作成し理事会に報告した。
（指導事項）		
○ 自動販売機売上手数料の3月分が未収金として計上されていなかった。	○ 平成22年度決算から、未収金として計上する。	○ 平成23年3月7日に回収した。
○ 桃源庄ディケアサービスセンター利用者本人負担金で、長期間未収になっているものがあった。	○ 平成22年8月30日、31日、11月12日	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）		
○ 車両運搬具が直接法により貸借対照表に表示されていたが、減価償却累計額が注記されていなかった。	○ 車両運搬具が直接法により貸借対照表に表示されていたが、減価償却累計額が注記されていなかった。	○ 減価償却累計額を注記として記載する。
（指導事項）		
○ 就農支援センター事業費補助金において、実績報告書の支出科目と実際の支出科目が異なっていた。	○ 就農支援センター事業費補助金において、実績報告書の支出科目と実際の支出科目が異なっていた。	○ 実際の支出と支出科目が適切となるよう改める。
（指導事項）		
○ 寄附行為の改定が適切に行われていなかつた。	○ 退職給引当金が5,696,661円計上不足となっていた。注記に計上不足の記載がなかった。また、賞与引当金が500,575円計上漏れであった。	○ 職員の退職給付に備えるため計上していくが、不足額については5年を目途に積み立てていく。 また、賞与引当金は派遣職員の公社負担分が不明だったので計上を見送ったが、H22年度から派遣職員分も計上する。
（指導事項）		
○ 理事会の開催は寄附行為では年2回と規定さ	○ 公益財団法人移行（H24.4予定）の際に制定する新定款において、改定する予定である。	○ 収益計上基準を売買代金決済日とするなどを検討したが、年度当初損失補償契約の関係で資金調達が間に合わないことが想定されるので、従来通り農地法許可日とする。なお、4月1日の許可日については関係機関等と協議し、今後はこのようなことがな

れているが、年1回の開催であった。

ある。

○ 基本財産の一部を円建外貨債で運用している。基本財産の運用について、寄附行為第8条の趣旨を尊重して慎重な運用に留意された。

○ 基本財産の運用としての当該債権の購入時は円建で元本が保証されているものである。基本財産の運用については、経済情勢の変動も考えられるため、寄附行為の趣旨を尊重した慎重な運用を図っていく。

監査対象団体 所管部局 監査実施日	財団法人 山梨県農業振興公社 農政部 平成22年9月10日	監査の結果 講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）		
○ 農地の売却にかかる収益計上基準を、公社は農地法の許可日としている。農地法の許可日が平成22年4月1日にもかかわらず、平成22年3月31日の収益として27,941,500円過大計上している。またこれに伴う手数料収入を過大計上している。	○ 収益計上基準を売買代金決済日とするなどを検討したが、年度当初損失補償契約の関係で資金調達が間に合わないことが想定されるので、従来通り農地法許可日とする。なお、4月1日の許可日については関係機関等と協議し、今後はこのようなことがな	○ 収益計上基準を売買代金決済日とするなどを検討したが、年度当初損失補償契約の関係で資金調達が間に合わないことが想定されるので、従来通り農地法許可日とする。なお、4月1日の許可日については関係機
（指導事項）		
○ 理事会の開催は寄附行為では年2回と規定さ	○ 平成23年度からは、年2回開催する予定で	

いようにする。

- 農地法の許可日が平成22年3月1日となつている農地の売却代金が、既に入金しているにもかかわらず未収金として計上されていた。

- 用地価格下落に伴う損失準備金として用地価格変動等準備金を261,589円計上しているが、計上根拠が不明瞭であり、計上すべきではない。

- 手形借入として171,790,000円あり、短期借入金として計上しているが、1年内に返済見込みのないものは、長期借入金として計上すべきである。

- 農地支援貸付金の償還で延滞しているものが、監査日現在5件6,076,000円あった。また、平成20年度及び平成21年度の償還延滞に係る違約金（延滞利息）が計上されていなかった。

- 就農支援資金貸付事業会計において、貸倒引当金の計上基準が作成されておらず、適正に計上されていなかった。

- 就農支援資金貸付事業会計の貸倒引当金の計上については、平成22年3月26日の当公社第114回理事会において定めた「財団法人山梨県農業振興公社就農支援資金貸倒引当金規程」（平成22年4月1日施行）及び「財团法人山梨県農業振興公社就農支援資金貸倒引当基準」に基づき適正に計上する。

(意 見)

- 公社の経営については、経営計画の改定や改革プランを策定し、実施しているところであるが、今後とも経費節減等経営改善に向けた取り組みをさらに進めていくとともに、農地保有合理化事業の推進等により、耕作放棄地の解消に向け努力されたい。
- また、公益法人移行に向け、長期保有農地の処分や売却差損の処理について検討をすすめられたい。

監査対象団体

山梨県道路公社

所 管 部 局

県土整備部

監査実施日

平成22年9月14日、11月9日

監査の結果

講じた措置（又は今後の方針等）

(意 見)

- 有料道路料金徴収所に釣り銭（手元現金）を置き、料金管理しているが、日々の残高や決算時ににおける現金現在高表等による管理について検討されたい。

- 有料道路料金徴収業務は、業者に年間委託しているため、日々の管理は、収入日報と併せて現金有高の総額の報告をもらうこととし、年度末は職員立会いのもと確認を行い、金種別の残高表を作成する。

監査対象団体

山梨県住宅供給公社

所 管 部 局

県土整備部

監査実施日

平成22年10月13日、14日、11月9日

監査の結果

講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項)

- 経費の縮減、適正な人員配置による経営の合理化を進めるとともに、県、市町村、関係機関との連携を強化し農地保有合理化事業の拡大に加え、耕作放棄地の解消や、各種事業の掘り起こしに努めることにより公社経営の健全化を図る。
- 退職給引当金が3,038,783円計上不足となっていた。
- その他固定資産に分譲資産未成原価として、今後発生する予定の固定資産税、草刈代等を負債計上しているが、計上根拠がなく取り崩すべきである。

- 平成22年度決算において退職給引当基準に基づき、不足分を計上し、適正に処理する。
- 平成23年度以降販売用分譲資産が無くなるため、取り崩すこととする。

○ 消費税額の計算において、課税・非課税区分を確認し、適正な課税税仕入れとすべき取引を非課税仕入れと区分したもの（3件）、課税対象外取引と区分すべきものを課税売上と区分したもの（5件）があった。	○ 課税・非課税区分により申告する。
---	--------------------

監査対象団体	株式会社 山梨食肉流通センター
所管部局	農政部
監査実施日	平成22年9月17日、11月12日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(意見)

- その他の固定資産として、響が丘団地の土地85,504,000円を計上しているが、販売目的のため、分譲宅地に振り替え、時価まで評価損を計上すべきである。
- 未収金のうち債務保証している相手のうち、7ヶ月延滞し、債務超過の状態も継続しているものがあり、回収可能性が少ないため貸倒引当金は50%ではなく100%に積み増しすべきである。
- 元金等が完納されていない債権に係る延滞金について、延滞金等の保有状況や、今後回収すべき額について、適切な債権管理を図られたい。
- 公社の経営については、平成17年度に分譲事業資産の時価評価により固定資産評価損を計上したため、多額の繰越欠損金が発生し、債務超過の状況が続いている。また、これまで経営改善計画や地方三公社の一元化保有資産の早期処分を図る等により一定の合理化及び効率化に努めてきたところである。
- 繰越欠損金の圧縮・借入金の削減・未収金の回収を、決定した要員計画に基づき確実に実行するとともに、公社がこれまで培つてきたノウハウを最大限に生かし、県民サービスに取り組むこととする。
- 平成22年度決算において、分譲資産に振り替えることとする。
- 当公社貸倒引当金基準により、適正に貸倒引当金を計上することとする。
- 経理会計規程第6条に基づく契約事務に関する別途規程が定められていなかった。
- 法人税の所得計算における貸倒引当金の損金算入限度額を、過去の貸倒実績による繰入率により計算すべきところ、法定繰入率により計算していた。
- 損金算入限度額を過去の貸倒実績による繰入率により計算し、修正申告のうえ納税した。

(指導事項)

- 職員への給与支給について、一部給与規程にない手当が支給されていた。
- 平成23年3月23日の取締役会において、給与規程を改正し、平成23年4月1日から、給与規程に定められていない手当は一切支給しないこととした。

(指摘事項)

- 山梨食肉流通センター施設整備関係補助金において、補助金交付要綱に定める財産管理台帳が未整備であった。
- 整備済みである。
- 平成23年3月23日の取締役会において、給与規程を改正し、平成23年4月1日から、給与規程に定められていない手当は一切支給しないこととした。
- 経理会計規程第6条に基づく契約事務に関する別途規程が定められていなかった。
- 法人税の所得計算における貸倒引当金の損金算入限度額を、過去の貸倒実績による繰入率により計算すべきところ、法定繰入率により計算していた。
- 損金算入限度額を過去の貸倒実績による繰入率により計算し、修正申告のうえ納税した。